

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を設置している者から変更事項の届出があった。

平成22年10月12日

盛岡広域振興局長 中 田 光 雄

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の氏名又は名称 株式会社ジョイス
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ジョイス緑が丘店 盛岡市緑が丘二丁目1番48号
- (3) 変更しようとする事項
  - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - イ 駐車場の位置
  - ウ 駐輪場の位置
  - エ 荷さばき施設の位置
  - オ 廃棄物等の保管施設の位置
  - カ 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻
  - キ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
  - ク 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
- (4) 変更する年月日 平成23年5月18日

2 届出年月日 平成22年9月17日

3 縦覧場所 盛岡広域振興局経営企画部及び盛岡市役所